

【平成28年熊本地震に伴う雇用保険失業給付の給付制限の特例】

給付制限を受けている（受ける）方（退職理由が自己都合などの方）は、「給付制限期間の短縮」により給付開始時期が早まります。

平成28年4月14日時点で、熊本県内に居住している方であって、地震発生前から平成29年10月13日までに離職した方のうち、雇用保険失業給付の給付制限期間が3ヶ月の方は、給付制限期間の短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)がされる特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

※ 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となります。

① 雇用保険失業給付の手続がお済みの方

- 平成28年4月14日時点で、給付制限期間が1ヶ月を経過している方は、4月14日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1ヶ月を経過していない方は、待期満了後1ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、4月14日から来所日の前日(待期満了後1ヶ月経過していない方は、1ヶ月経過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以降は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険失業給付の手続をされる方

- 待期満了後1ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

平成28年4月14日時点で、熊本県内に居住していた方が対象です。地震発生後、熊本県外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。



熊本労働局管内ハローワーカー一覧表

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1703
ハローワーク熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城 (出張所)	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077
ハローワーク八代	〒866-0853 八代市清水町2-67	0965-31-8609
ハローワーク菊池	〒861-1331 菊池市隈府771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	〒865-0064 玉名市中1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609

※下記QRコードより、熊本労働局HPへアクセスできます。

